

昭和 47 年 3 月 31 日
条例第 57 号

神戸市障害者施策推進協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号。以下「法」という。）第 36 条第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項の合議制の機関の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 本市に置く法第 36 条第 1 項の合議制の機関の名称は、神戸市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）とする。

(組織)

第3条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 学識経験のある者
- (3) 法第 2 条第 1 号に規定する障害者
- (4) 前号に規定する障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者

3 前項第 2 号から第 4 号までに規定する委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 協議会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は会長が招集する。

2 協議会は、委員の定数の半数を超える委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第6条 協議会に、幹事若干名を置くことができる。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉局において処理する。

(施行細目の委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 6 年 4 月 19 日条例第 10 号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成 6 年 5 月 31 日規則第 22 号により平成 6 年 6 月 1 日から施行）

附 則（平成 8 年 4 月 1 日条例第 4 号）抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 16 日条例第 18 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、障害者基本法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 90 号）第 2 条の規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(経過措置)

2 第 2 条の規定の施行の際、現に委嘱されている委員の任期については、なお従前の例による。

3 第 2 条の規定の施行の際、現に委員が欠けている場合における当該委員に係る補欠の委員の任期については、なお従前の例による。